

IV その他の支援

1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

イ 市以外（国・県・その他団体）が窓口となる支援

（１）欠損金の繰戻しによる還付の特例

支援内容	<p>前年度は黒字だった法人が経営悪化などで当年度赤字になった場合、前年度に納付した法人税の還付を受けられる制度について、特例として、1億円超10億円以下の法人も青色欠損金の繰戻し還付を受けることが可能となります。</p> <p>※ 令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額について適用</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>

（２）テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

支援内容	<p>中小企業者等（※）が、テレワーク等のための設備を取得等した場合に、中小企業経営強化税制の適用を受けることが可能となります。 （現在ある制度にテレワーク等のための設備投資に係る新たな類型が追加）</p> <p>対象となる設備を、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得等した場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%（資本金3,000万円以下の法人は10%）の税額控除をすることが可能となります。</p> <p>（※） 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人</p>
問い合わせ先	<p>津山税務署 津山市田町67 受付時間：午前8時30分～午後5時（土・日・祝日を除く。） （電話）0868-22-3147</p>